

環境関係

Q1 新たにごみステーションを設置したいと考えていますが、どのような手続きが必要でしょうか？また、ごみステーションを変更する場合についても教えてください。

ごみステーションを設置する場合、利用する皆様で十分協議して決めてください。

ごみステーションを新設、移設、廃止する場合は、廃棄物対策課の窓口へ申請書を提出してください。申請書の様式は、次ページあるいは廃棄物対策課の窓口に備え付けのものを使用してください。

申請は、区長又は使用する方の代表の名前でお願いします。ごみの収集作業に支障がないことを確認した後に、廃棄物対策課から収集開始日の連絡をいたします。（年度末は特に申請件数が増加します。十分な余裕をもって申請いただくことをお願いします。）

ごみステーションの維持管理は、使用者の皆様でお願いします。また、分別ごみは収集されませんので、きちんと分別されたごみ出しにご協力ください。

ごみステーション設置の条件

- ① 設置する場所が確保されていること（地権者の承諾含む）。
- ② 収集車両が入れる道路（幹線道路を除く。）に面した場所であること。
- ③ 収集車両が容易に転回できるスペースがあること。
- ④ おおむね10世帯以上の使用世帯があること。
- ⑤ その他、ごみ収集作業の障害となるものがないこと。

※ ステーションボックス等は、各利用者で用意願います。

【問合せ先】

廃棄物対策課
内線 356

様式第1号（第5条関係）

No._____

申請日 年 月 日

鹿嶋市長

様

行政区名 _____

(またはアパート名)

申請者名 _____

申請者住所 _____

連絡先 _____

管理者名 _____

管理者住所 _____

連絡先 _____

鹿嶋市ごみステーション指定申請書

ごみステーションの指定について、下記のとおり申請します。

記

1. 場所 鹿嶋市 _____ ***図面を添付すること**

(地権者記入)

上記の場所をごみステーションとして使用することを承諾します。

- 地権者住所 _____
- 地権者氏名 _____ **印**

2. ステーションの形態 ア. 直置き(ネット等)

イ. ダストボックス

ウ. ブロック等構造物

エ. その他

■ 7 区・自治会活動Q & A 環境関係

3. 使用世帯 _____世帯

世帯主氏名	住 所	世帯主氏名	住 所

4. 使用形態 ア. 行政区で管理し、行政区加入者のみで使用する。

イ. 行政区で管理し、行政区加入者以外でも使用できる。

ウ. アパート等の建物管理者が管理し、入居者のみで使用する。

エ. 個人で管理する。

5. 指定希望日 年 月 日

市 記 入 欄	1. PC入力	2. 業者通知	3.現地確認	4. 地図記入	5.使用者連絡

注意事項

- ☆ ステーション設置後は市の指導に従って適切に管理してください。
- ☆ ごみの分別や収集日などステーションの使用について、他の使用者にも周知徹底してください。
- ☆ 市の指導に従わないとき、または適切に管理できないときは、ステーションの指定を取り消すことがあります。
- ☆ 指定の取り消し、ステーションの廃止・変更等があったときは、速やかに原状に戻してください。